

神津島村  
子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月  
神津島村

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象年齢
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制

## 第2章 神津島村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計からみた本村の人口・少子化の動向
  - (1) 人口の推移
  - (2) 出生の状況
2. 神津島村の教育・保育事業等の状況
  - (1) 教育・保育施設等の状況
  - (2) 小学校・中学校について
  - (3) 学童保育在籍児童数
  - (4) 子ども家庭支援センターの事業実施状況
  - (5) 母子保健事業について
3. アンケート調査の結果概要
  - (1) 調査の概要
  - (2) アンケート調査結果

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
  - (1) 地域における子育て支援の充実
  - (2) 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援
  - (3) 子育てを支援する生活環境整備と安全確保
  - (4) 子育てに配慮した生活環境の整備

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育区域の設定
2. 教育・保育事業量の見込み
  - (1) 幼児期の学校教育、保育の量の見込みと提供体制の確保
  - (2) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

## 第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開

1. 地域における子育て支援の充実
  - (1) 子育て支援サービスの充実
  - (2) 保育サービスの充実
  - (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
  - (4) 児童虐待防止対策の充実
2. 母子の健康の確保と増進
  - (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
  - (2) 食育の推進
3. 子育てを支援する生活環境の整備・安全対策
  - (1) 子どもの安全な遊び場
  - (2) 子どもの安全確保

## 第6章 計画の推進及び点検評価

1. 計画の推進体制と確保
2. 計画の点検評価

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。

神津島村においても、近年の核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

そして、保護者自身の世代も兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。育児においては、父親が積極的に役割を果たすことが望まれながらも、子育て期にある30代40代の男性の長時間労働者の割合は、高い水準にあり、子育て期の父親の家事・育児にかかわる時間は少ない時間にとどまっています。

その中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、女性の出産に伴う就労の継続も厳しい状況にあります。

本村の合計特殊出生率は、平成25年度「3.34」と東京都で第1位に対し平成30年度には「1.61」と半数以下となっている。子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少し、乳幼児時期に異年齢の中で育つ機会も減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化は、就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を高めてきています。

こうした状況の中では、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も懸念されることから、その防止策を講じる必要があります。

これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

この制度は、子育てをめぐる課題を解決するために、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的としています。

さらに、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、すべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本村では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、平成27年4月から平成31年3月を第1期とした「神津島子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本村では、「誰もが健やかで、生き生きと、活力あるしまづくり」をスローガンに、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、子育て支援や保育を充実させるとともに、安心して子育てができるまちづくりを進めています。

この度、現行の「神津島子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期神津島子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

神津島の美しい海・緑豊かな自然環境のもと、子どもたちが自然と調和しながら、心身とも健やかに健康で暮らし、充実した日々を送ることを目指すものとしします。

そのために、子育て世帯との対話を重視し、子育ての悩み・心配事を気兼ねなく話すことができる環境づくりに取り組み、健やかで明るい子育てをサポートします。

決して大きくない地域規模であるからこそ、すべての子育て世帯と直接向き合い、密なコミュニケーションを交わす場を設け、子育て世帯を取り巻く環境の変化に対応しつつ、村全体で連携しながら、子ども・子育て支援事業計画を総合的に推進していき、切れ目ない支援による子育て環境の充実を図っていきます。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

### 【子ども・子育て支援法の基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

## 3. 計画の対象年齢

本計画の対象は村内すべての子ども達とその家族、地域住民、事業所とし、「子ども」とは児童福祉法第4条に基づき、概ね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法の基づく各事業は、概ね11歳の小学生までを対象としています。

## 4. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村では令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は5年ごとに策定するものとなっていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

## 5. 計画の策定体制

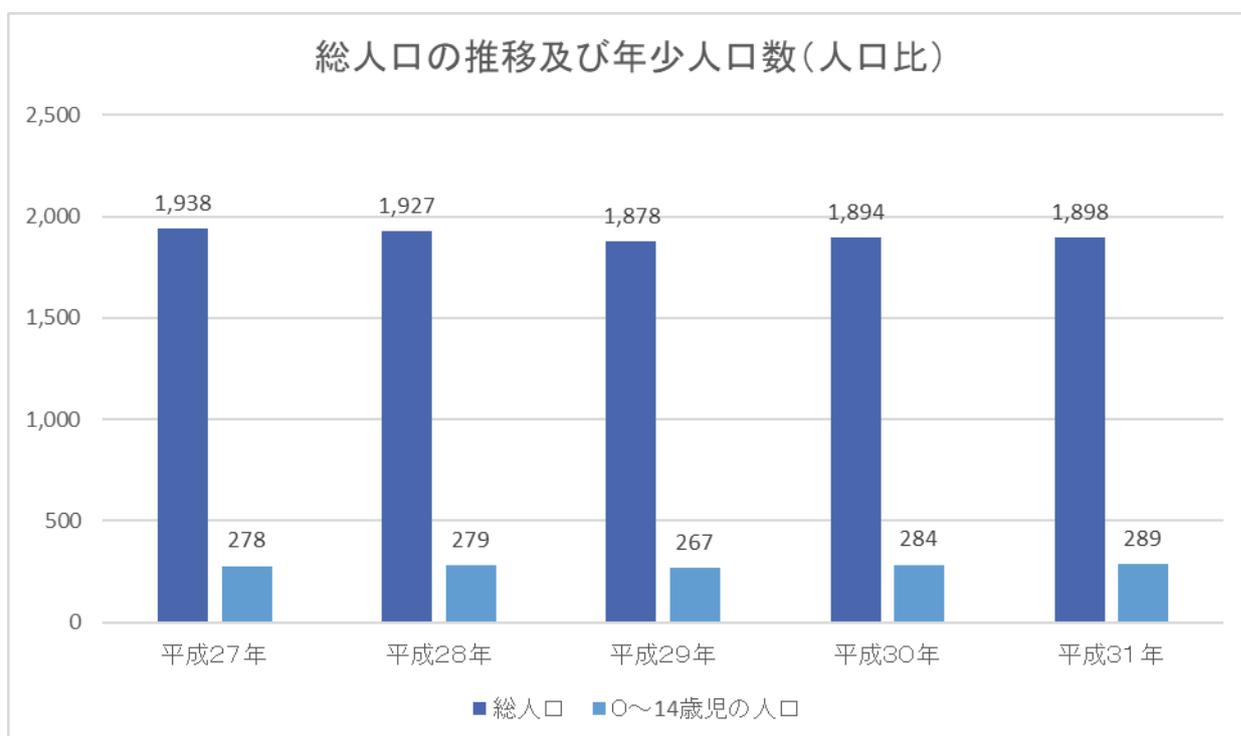
本計画を策定するため児童福祉の関係者、学校関係者、行政機関、民生委員などから構成される「子ども・子育て支援ネット会議」で検討し、基礎資料を得るために、「神津島村子ども・子育て支援事業計画策定のためニーズ調査」を実施しました。

## 第2章 神津島村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 統計からみた本村の人口・少子化の動向

#### (1) 人口の推移

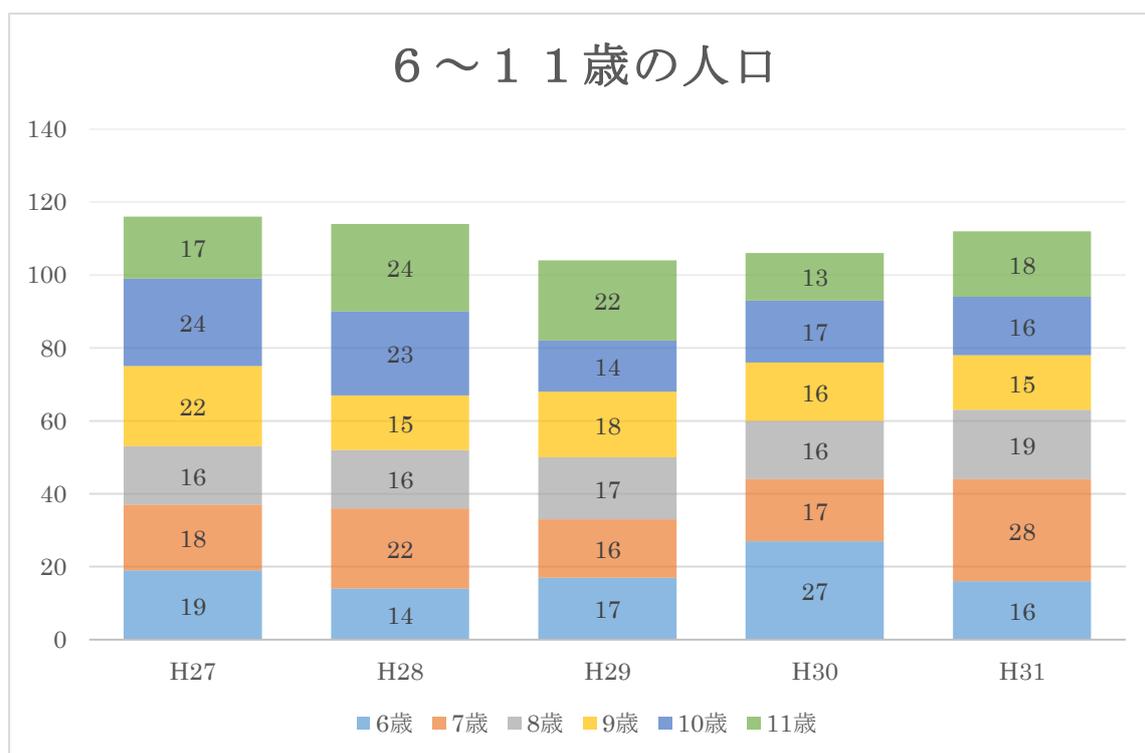
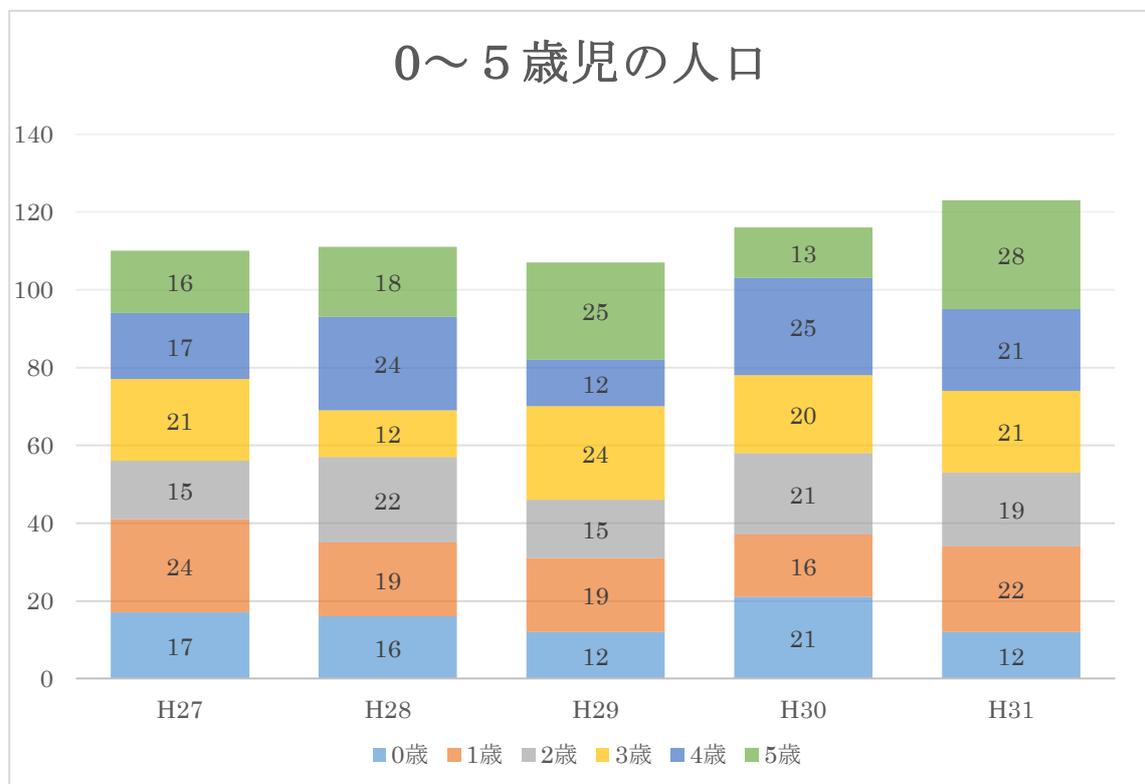
神津島村の総人口は平成22年度から2,000人を下回り、ほぼ横ばいとなっています。平成31年の年少人口（0～14歳）は平成27年に比べ、総人口が40名減少しているのに対し、15歳未満は11名（約1%）増加しています。



年次	総人口	0～14歳児の人口	人口比
平成27年	1,938	278	14.34%
平成28年	1,927	279	14.48%
平成29年	1,878	267	14.22%
平成30年	1,894	284	14.99%
平成31年	1,898	289	15.23%

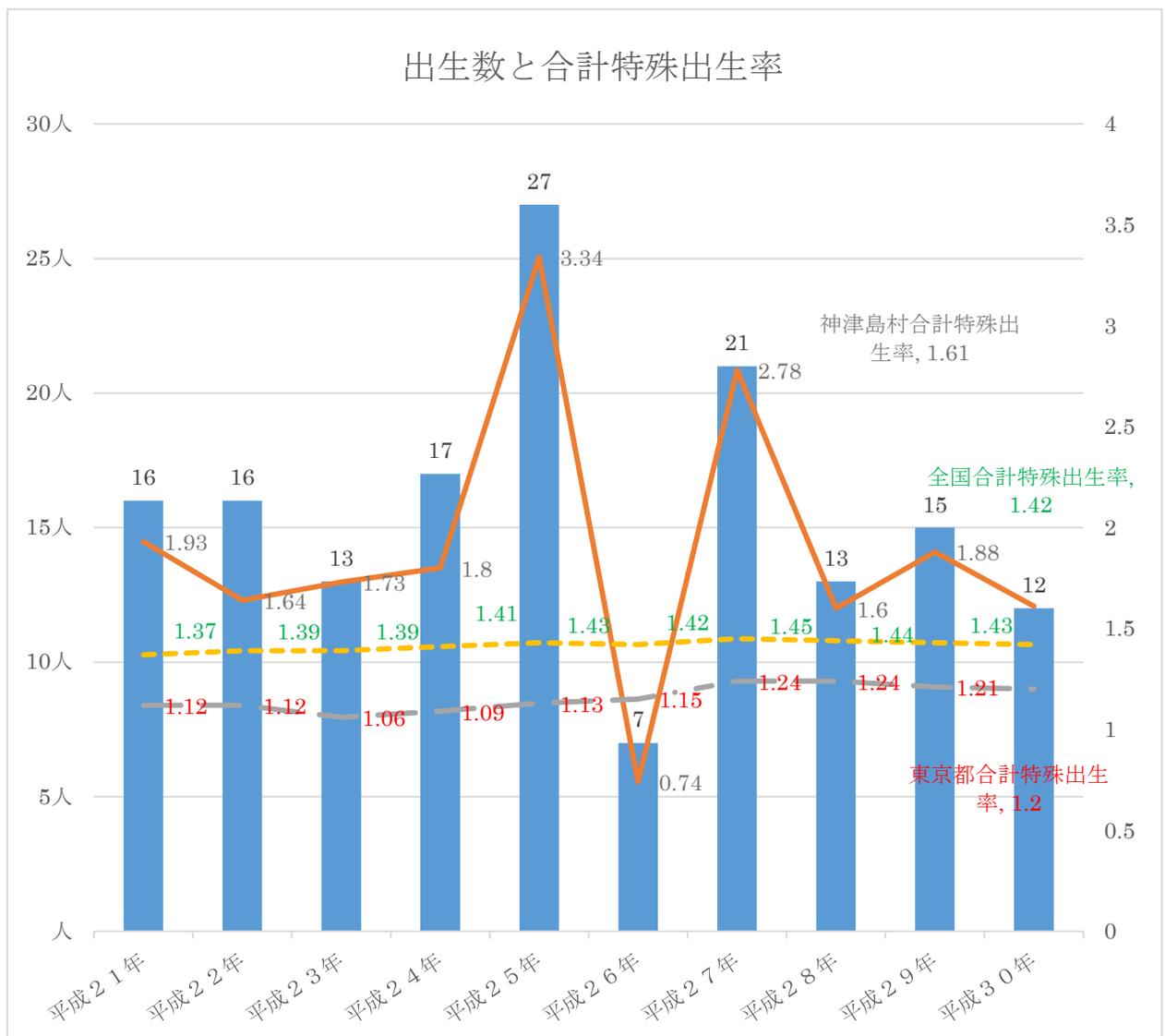
神津島村住民基本台帳

神津島村では0歳児の人口は少ないものの、幼児期、学童期の転出入が多くなるため、年度によってばらつきがある。特に3～8歳児に少数であるが増加する傾向がある。



## (2) 出生の状況

全国、東京都に比べると合計特殊出生率は高く、平成25年から平成28年は増減を繰り返したが、平成29年には少数増えた。しばらくは横ばいもしくは減少傾向になるのではないかと見込まれる。



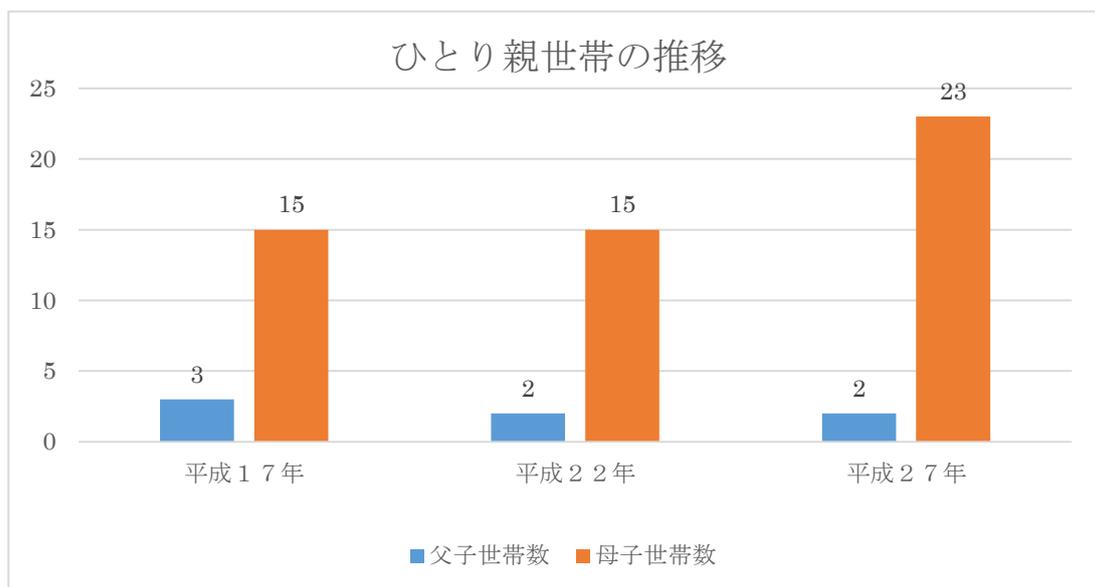
年次	出生数	神津島村合計特殊出生率	東京都合計特殊出生率	全国合計特殊出生率
平成21年	16	1.93	1.12	1.37
平成22年	16	1.64	1.12	1.39
平成23年	13	1.73	1.06	1.39
平成24年	17	1.8	1.09	1.41
平成25年	27	3.34	1.13	1.43
平成26年	7	0.74	1.15	1.42
平成27年	21	2.78	1.24	1.45
平成28年	13	1.6	1.24	1.44
平成29年	15	1.88	1.21	1.43
平成30年	12	1.61	1.2	1.42

資料：東京都 人口動態統計  
厚生労働省 人口動態統計

## 世帯の状況

父子世帯数、母子世帯数（ともに6歳未満の子供がいる世帯）は母子世帯が増加している。

また核家族も増加傾向にあります。



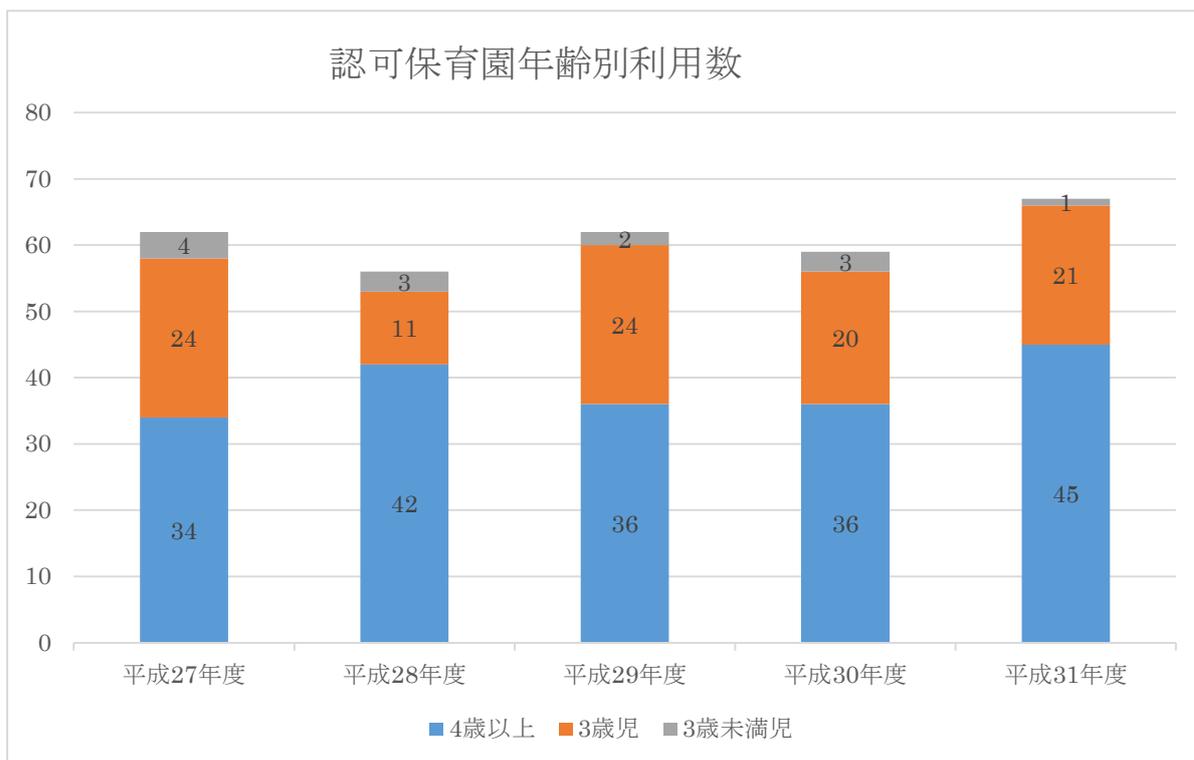
年次	総世帯数	核家族世帯数	父子世帯数	母子世帯数
平成17年	800	461	3	15
平成22年	786	423	2	15
平成27年	790	443	2	23

資料：国勢調査

## 2. 神津島村の教育・保育事業等の状況

### (1) 教育・保育施設等の状況

本村の保育施設数は認可保育所が1か所となっています。認可外保育施設、認定こども園、幼稚園は設置されていません。  
 保育所の園児数は例年60名前後です。

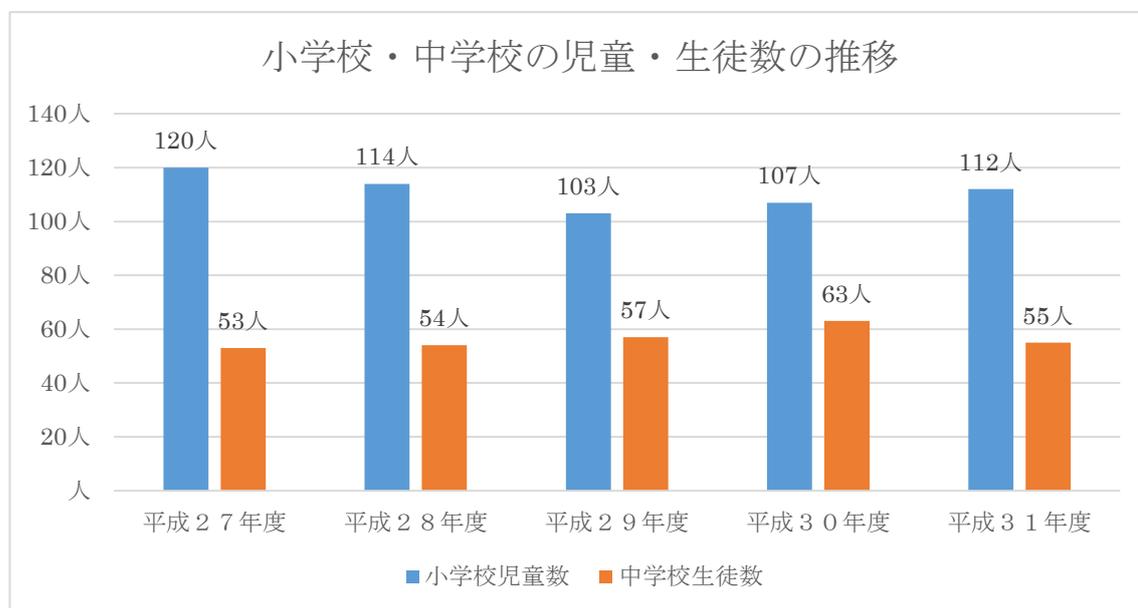


神津島村立 はまゆう保 育園	年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	4 歳以上	34	42	36	36	45
	3 歳児	24	11	24	20	21
	3 歳未満児	4	3	2	3	1
	合計	62	56	62	59	67

各年度 4 月 1 日現在

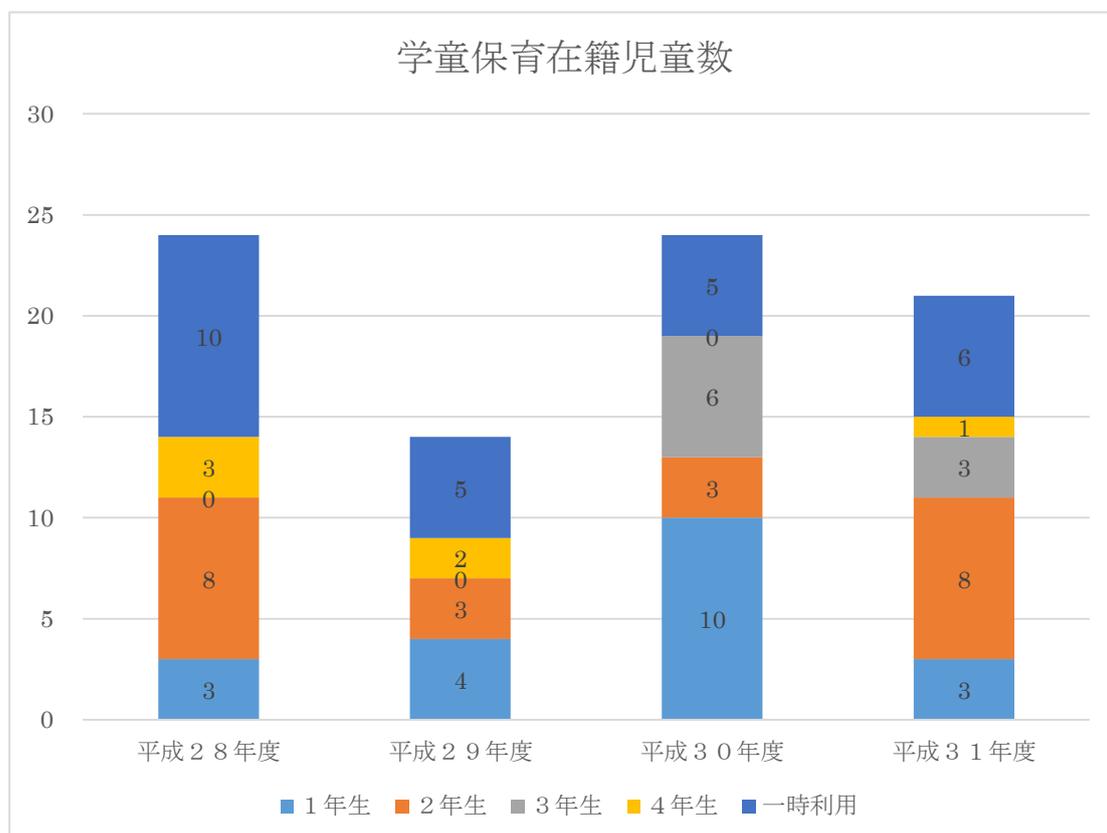
## (2) 小学校・中学校について

本村には、小学校1校、中学校1校が設置されています。  
平成31年度（令和元年度）には小学校児童数が112人、中学校生徒数が55人になっております。



## (3) 学童保育在籍児童数

本村には平成28年度より、学童保育が1か所開設されています。低学年を中心に一時利用を含め20名程度が利用しています。



(4) 子ども家庭支援センターの事業実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり利用者数	945 名	576 名	901 名	741 名	702 名
概要	子ども家庭支援センターで実施しています。 人数は延人数				

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て広場利用者数	1110 名	1077 名	1058 名	559 名	112 名
概要	子育て中の親子同士が交流を図ったり、情報交換、仲間づくりをする手助けの場となっています。				

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
遊びの広場利用者数	11 回／268 名	11 回／285 名	11 回／301 名	10 回／175 名	8 回／205 名
概要	月に 1 回遊びのテーマを決め、0～3 歳児を対象にボランティア保育士の協力で実施。				

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ブックスタート実施数	4 回／8 名	7 回／25 名	7 回／14 名	9 回／14 名	11 回／15 名
概要	生後 3、4 ヶ月児健診で、絵本を通じた親子のふれあいの機会を促すとともに、子ども家庭支援センターの実施している事業内容などの紹介を行う。				

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
絵本の会	11 回／149 名	2 回／22 名	10 回／131 名	9 回／74 名	8 回／55 名
概要	0～3 歳児を対象に、絵本の読み聞かせと簡単な工作などを実施します。				

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年齢別サークル			2 回／32 名	10 回／105 名	7 回／76 名
概要	0～3 歳児の年齢に応じた、わらべうた、手遊び、ベビーマッサージ、工作、運動などを実施しています。				

## (5) 母子保健事業について

事業名		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
母子手帳交付数		17 人	12 人	12 人	
妊婦健診受診票受理 (回数 1 ～ 1 4 回)	実人数	21 人	23 人	15 人	
	延人数	184 人	243 人	156 人	
妊婦健診交通費助成	実人数	22 人	23 人	15 人	
	延人数	74 人	101 人	52 人	
母親 (両親学級)	実施回数	2 回	3 回	4 回	
	参加者数	4 人	10 人	9 人	
妊産婦・新生児訪問	延人数	2 人	18 人	18 人	
乳幼児健康診査	3 ～ 4 か月 健診	受診数	12 人	16 人	11 人
		受診率	100%	94.1%	91.7%
	6 ～ 7 か月 健診	受診数	9 人	19 人	14 人
		受診率	90.1%	90.4%	100%
	9 ～ 1 0 か 月健診	受診数	16 人	16 人	18 人
		受診率	100%	94.1%	100.0%
	1 歳 6 か月 児健診	受診数	18 人	18 人	16 人
		受診率	100.0%	100.0%	88.8%
	3 歳児健診	受診数	22 人	10 人	18 人
		受診率	100.0%	100.0%	100.0%
	5 歳児健診	受診数	実施なし	12 人	17 人
		受診率		100.0%	68.0%
すくすく計測・サロン	実施回数	3 回	6 回	18 回	
	延人数	55 人	35 人	195 人	
乳幼児歯科教室 (乳幼児、保育園児)	実施回数	2 回	2 回	2 回	
	参加者数	68 人	67 人	64 人	
食育事業	離乳食 教室	実施回数	3 回	2 回	4 回
		参加者数	10 人	6 人	7 人
	親子 クッキング	実施回数	1 回	1 回	6 回
		参加者数	5 組	5 組	23 組
	にこぱく クラブ	実施回数	7 回	6 回	7 回
		参加者数	156 人	245 人	106 人
子育て相談 (臨床心理 士対応)	実施回数	3 回	4 回	4 回	
	参加者延人数	17 人	14 人	17 人	

### 3. アンケート調査の結果概要

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の概要

本調査は、神津島村の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や就学前児童の保護者の意向を把握することを目的に、子育てアンケートを実施しました。

##### ②調査項目

住民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況及び今後の利用希望について。

##### ③調査対象者

令和元年9月1日現在、村内に在住する0～8歳児（小学校3年生以下）の保護者。  
（ただし、同一世帯に2人以上の対象児がいる場合は、一番上の児童とする）

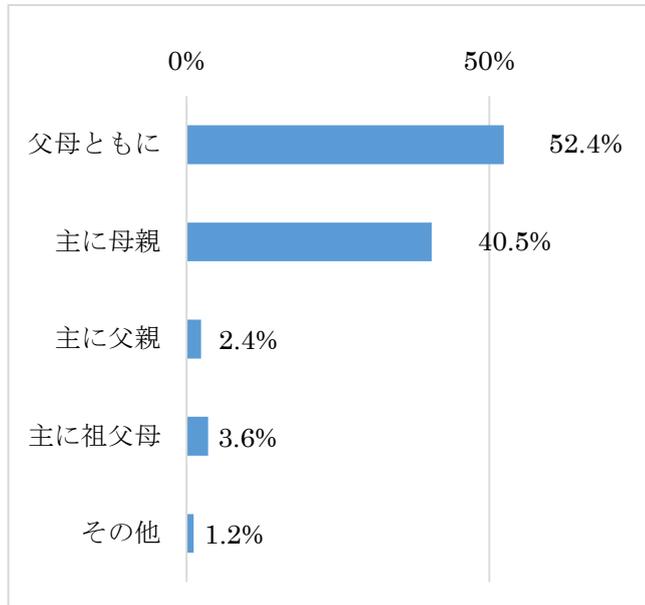
##### ④回収結果

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
0～8歳児 保護者	111	82	73.9%

## (2) アンケート調査結果

### ①主に子育てを行っている方

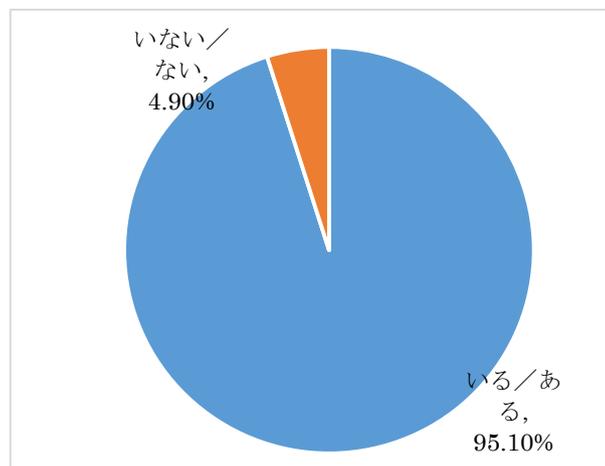
「父母ともに」が最も多い50.4%。次いで「主に母親」が40.5%となっています。



### ②子育てや教育をする上で相談相手の有無

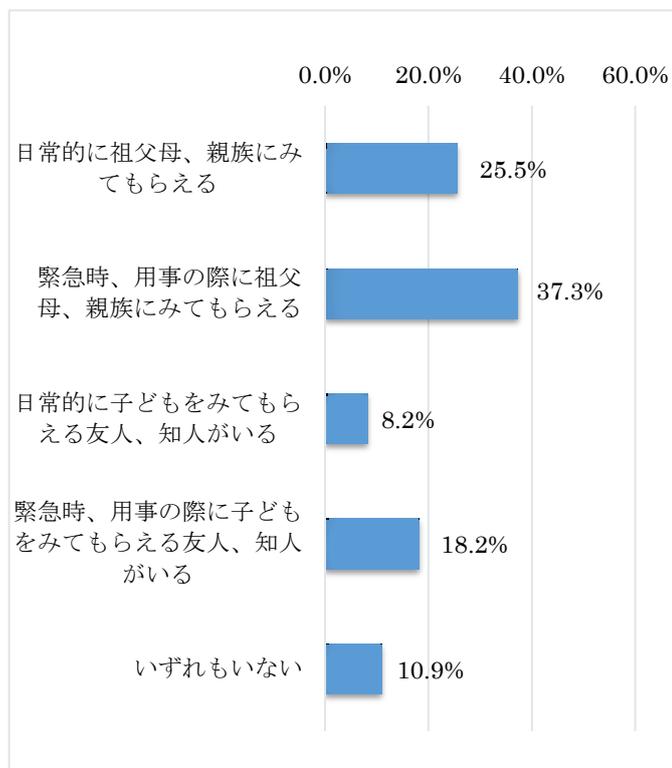
子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手は「いる／ある」が95.1%と高い中、「いない／ない」が4.9%となっています。

また、主な相談先は「友人や知人」「祖父母等の親族」が最も多く、「保健センター」「子ども家庭支援センター」の割合も比較的高くなっている。



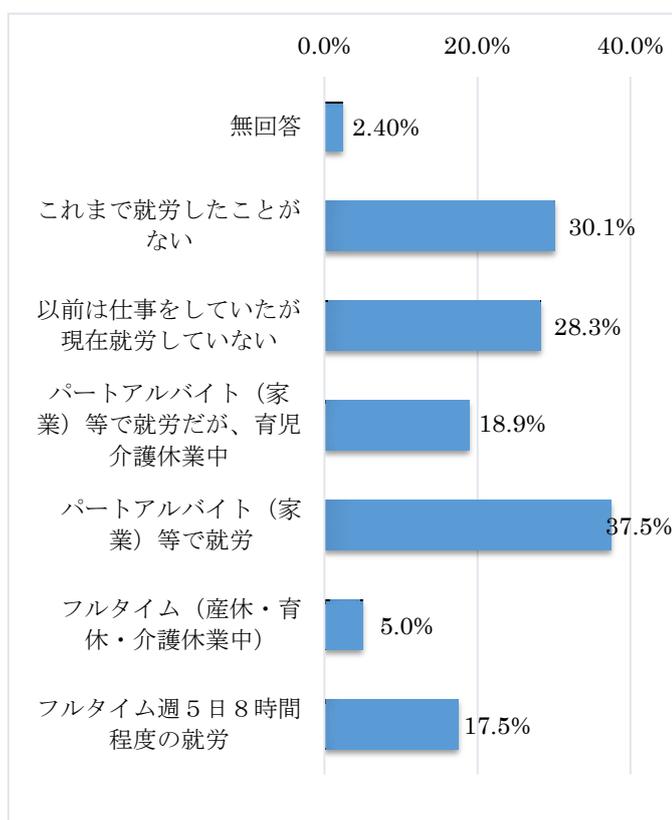
### ③日頃、子どもをみてもらえる親族、知人の有無

「緊急時に祖父母等にみてもらえる」割合が37.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等にみてもらえる」の割合が25.5%、「いずれもない」の割合が10.9%となっています。



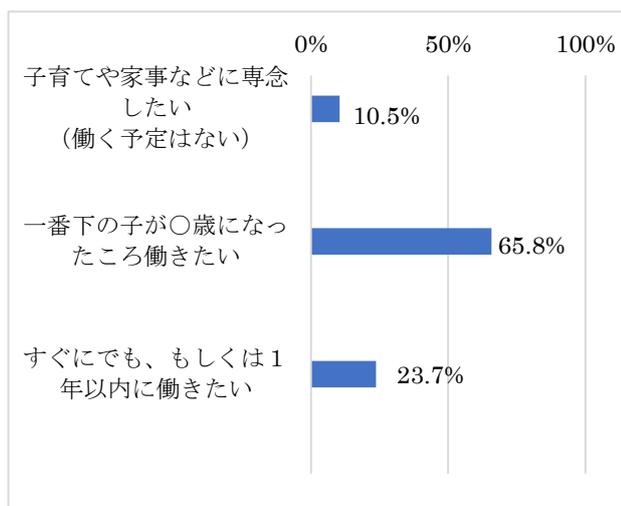
### ④母親の就労について

「パートアルバイトで就労中(育児介護休暇を含む)」の割合が56.4%と最も高く、次いで「フルタイム就労(育児介護休暇を含む)」の割合が22.5%「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が28.3%となっています。



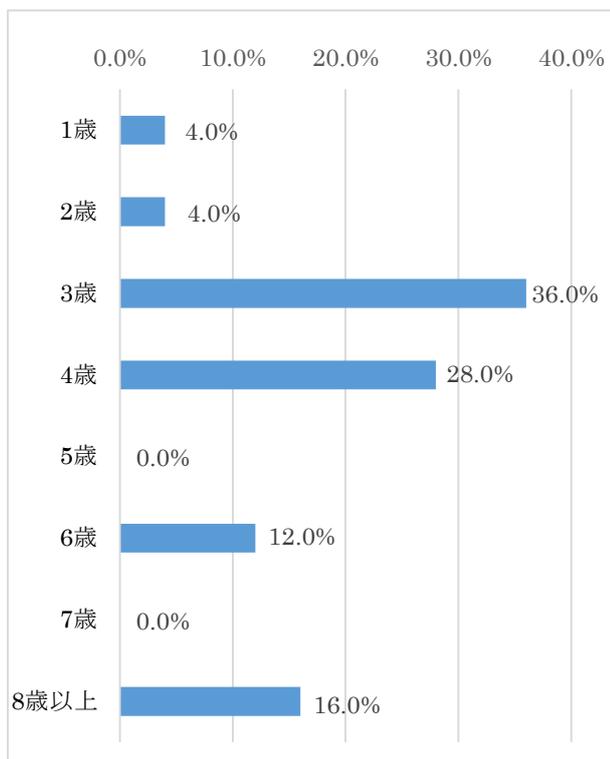
### ⑤母親の就労希望状況

「一番下の子が〇歳になったころ働きたい」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が 23.7%となっています。



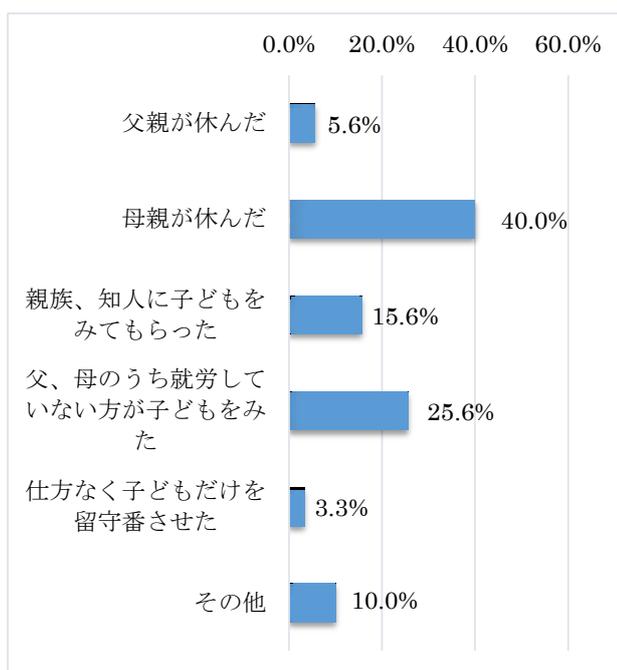
・下の子が〇歳になったころ働きたいを選んだ方。何歳になったら働きたいか。

3歳～4歳の割合が全体の約64%と高く、6歳～8歳以上が約28%の割合でした。



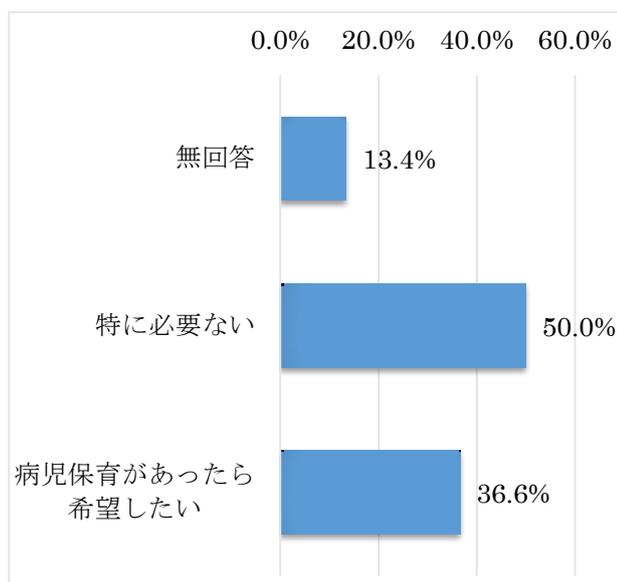
## ⑥通学、通園している子どもが病気やケガをしたときの対応

「母親が休んだ」の割合が40.0%と最も高く、「父、母のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が25.6%、「父親が休んだ」は5.6%となっています。



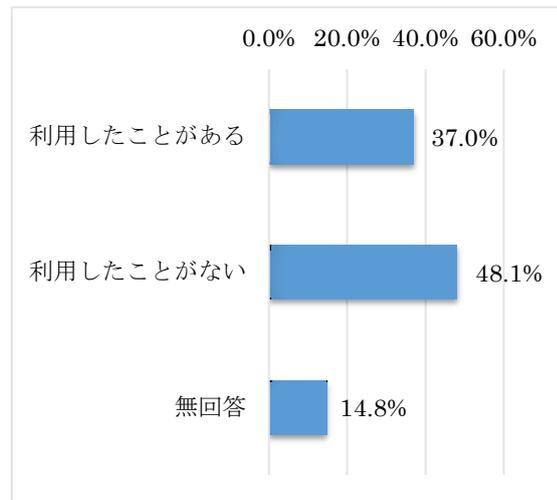
## ⑦病児・病後保育の利用希望について

本村には設置されていないが、「特に必要がない」の割合が50.0%、「あったら希望したい」の割合が36.6%となっています。



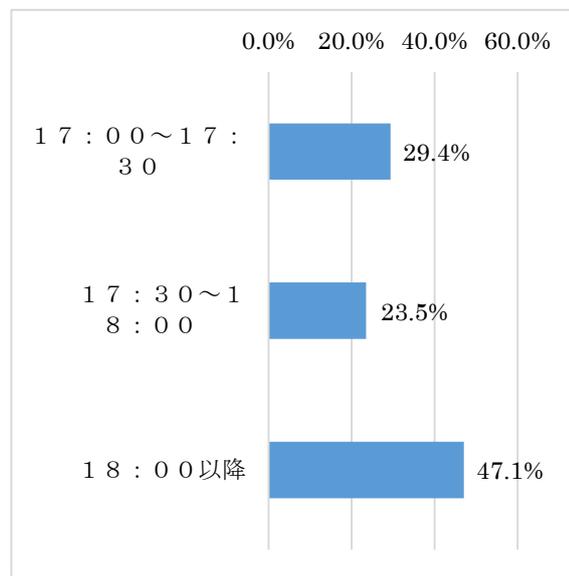
### ⑧保育園の延長時間について

保育園の延長保育を「利用したことがない」が最も高く、48.1%となっています。次いで「利用したことがある」が37.0%でした。



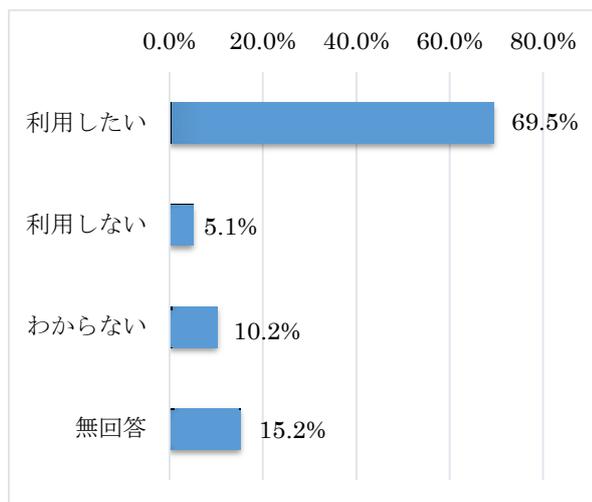
#### ・就労などの理由で延長保育を利用しているご家庭の延長希望時間

延長保育の希望時間は18時以降までが最も高く47.1%で、ついで17時から17時30分までが29.4%でした。(現状は最大17時30分まで行っています)



### ⑨放課後学童クラブの利用希望について

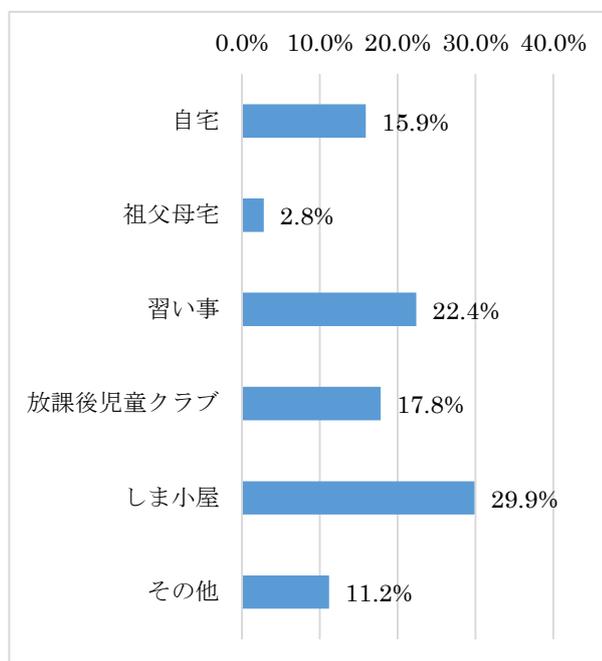
平成 28 年 4 月より開設されました。  
「利用したい」が 69.5%と高く、まだまだ需要が見込まれます。



### ・小学校就学後、放課後に過ごさせたい場所について

本村では「しま小屋」を開設し、放課後小学生を対象に、計算などの学習支援を行っています。

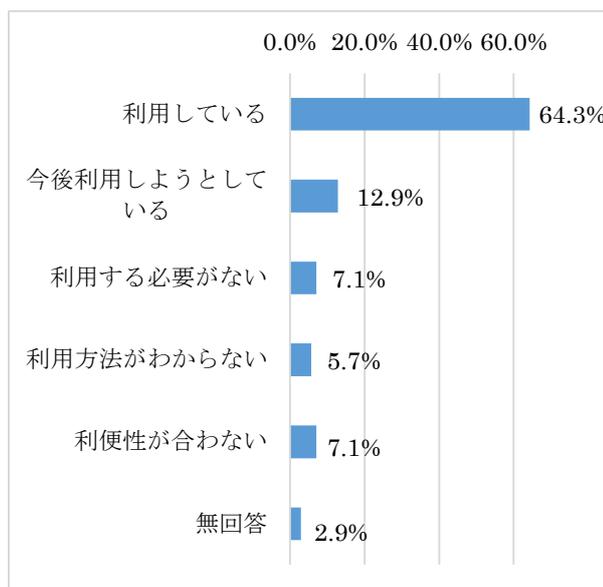
放課後過ごさせたい場所として、「しま小屋」が最も高く 29.9%、次いで「習い事」22.4%、「放課後学童クラブ」17.8%となっています。



## ⑩子ども家庭支援センターの一時預かり利用状況について

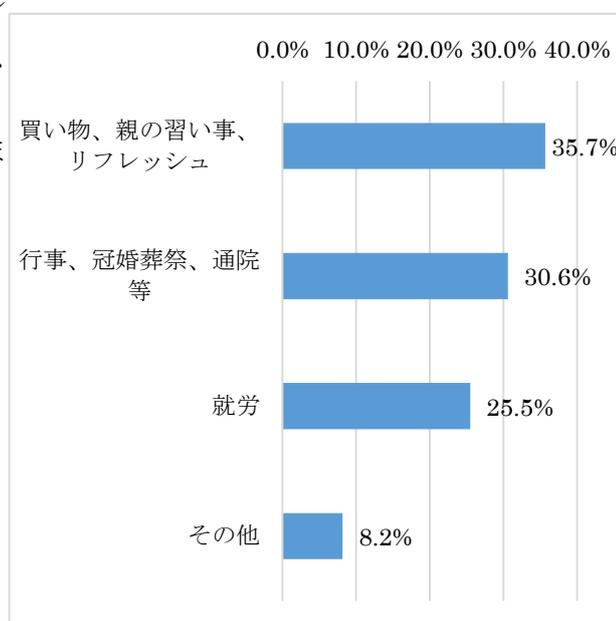
一時預かり利用状況は「利用している」が64.3%と最も高く、「今後利用しようとしている」が12.9%でした。「利用する必要がない」が7.1%、「利便性が合わない」が7.1%でした。

「利用方法がわからない」5.7%となっているので、周知方法を見直す課題もあります。



## ⑪一時預かりを利用する目的について

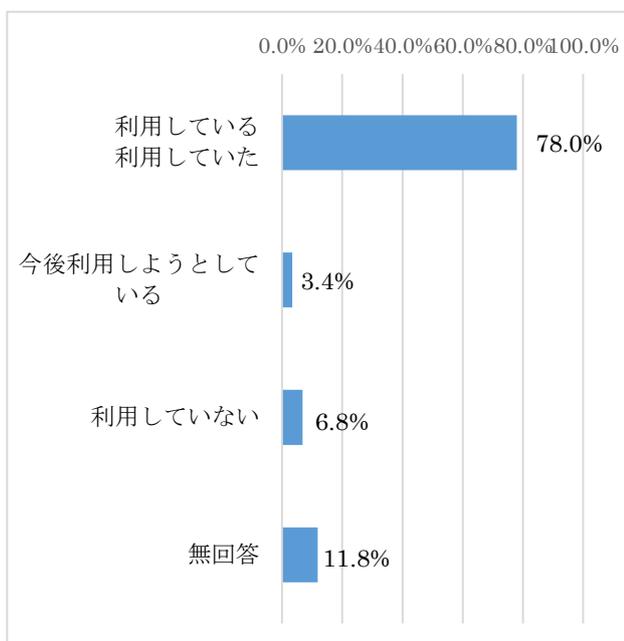
利用目的が最も高いのは「親のリフレッシュ、買い物、習い事」35.7%で、次いで「行事、冠婚葬祭、通院等」30.6%、「就労」25.5%となっています。



## ⑫子ども家庭支援センターの利用について

(遊びの広場、絵本の読み聞かせ、和室の開放など)

「遊びの広場(月1回)、絵本の読み聞かせ(絵本の会、月1回程度)和室開放(平日の午前中)、年齢別サークル(不定期)で行っています。いずれかを「利用している/していた」は78.0%と最も高く、「利用していない」が6.8%となっています。

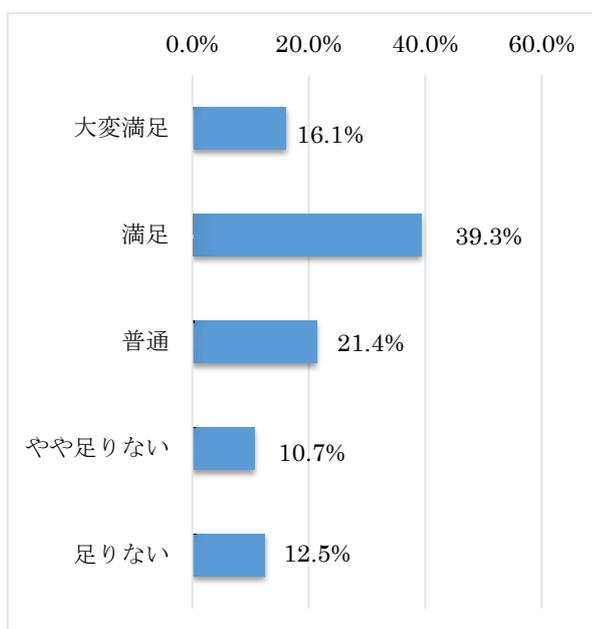


### ⑬妊婦健康診査の補助について

#### ・交通費の助成について

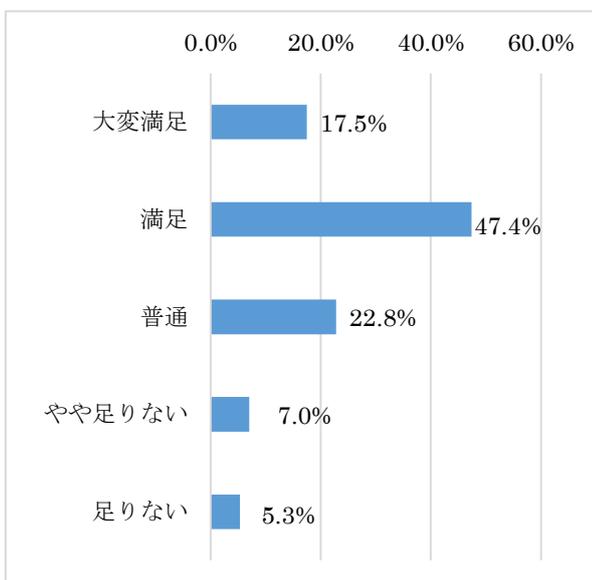
本村では、産婦人科がないため、島外で妊婦健診を受けるための交通費の助成を行っています。（1回につき4万円。最大5回まで）

この助成に対し「満足」が39.3%、「大変満足」が16.1%、「普通」が21.4%、「やや足りない」10.7%、「足りない」12.5%となりました。



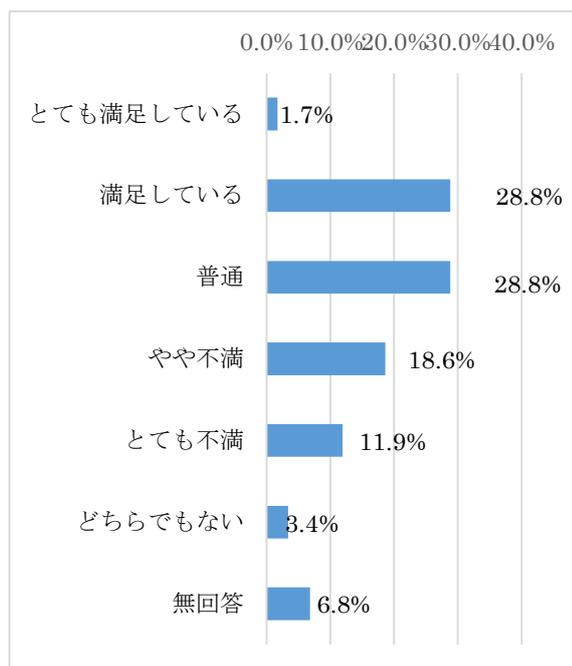
#### ・受診券の助成について

本村では妊婦健康診査受診票を14枚、超音波検査受診票を4枚交付しています。「満足」が47.4%、「大変満足」17.5%、「普通」22.8%、「やや足りない」7.0%、「足りない」5.3%となっています。



#### ⑭地域における子育ての環境や支援への満足度について

「満足している」「普通」が共に28.8%、「とても満足」が1.7%、「やや不満」18.9%、「とても不満」11.9%とまだまだ支援の方法を地域の実情に応じて考える必要がある。



満足度が低い理由として、「雨の日の遊び場がない、公園の整備不足、乳児の遊ぶ場所がない」など、地域の整備。

保育園の2歳以下保育がないために育児休業を延長せざるを得ない。

土日の預かり先がない、一時預かりの利用制限が多いなどが挙げられた。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や意義に関する理解の下、村民の誰もが安心して子どもを産みゆとりをもって健やかに育てられること。

本村に住むすべての子どもが次世代の担い手として、緑豊かな自然環境のもと自然と調和しながら、心身とも健やかに健康で暮らし、充実した日々を送ることができるような環境づくりを目指します。

#### 【基本理念】

「誰もが健やかで、生き生きと、活力あるしまづくり」

### 2. 基本目標

本計画では、基本理念を実行するために、神津島村次世代育成支援行動計画の基本的な目標を継承しつつ、次の4つを「神津島村子ども・子育て支援事業計画の目標」として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進します。

#### (1) 地域における子育て支援の充実

本村は豊かな自然に囲まれた、一集落の島です。そのため、村民のほとんどが顔見知りになる機会が多く、人と人との繋がりが多い村です。その特性を活かし、地域住民の見守りの目と温かな人情で、子どもを養育するすべての人が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を促進するなど、子育て家庭の孤立を防ぎます。

## (2) 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

親子の健康保持と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産、育児期における健康診査や相談・訪問を行い、切れ目のない支援を実施します。産後は育児相談や専門医の定期的な来島により、保護者の不安に寄り添い、育児の見通しを立てるためのサポートをしていきます。

また、食育の推進や保健指導の充実を図ることで、健康の管理と推進を進めます。

## (3) 子育てを支援する生活環境整備と安全確保

子どもの貧困が社会的にも大きな問題となっており、教育の支援、生活の支援の取り組みを進めるとともに、ひとり親への適切な支援サービスと体制の充実を図ります。

また、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に向けて、関係機関を含め、地域の連携や体制の充実を図ります。

## (4) 子育てに配慮した生活環境の整備

妊婦や乳幼児を抱えた保護者等が気軽に安心して外出できるまちづくりの推進や、子どもたちが事故や事件に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで交通安全や防犯対策を引き続き推進します。

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画

### 1. 教育・保育区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画においては、子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育が受けられる環境づくりを基本としつつ、これまでの施設利用の環境に基づいた体制づくりを進めていくこととし、神津島村全域を1つの単位とします。

### 2. 教育・保育事業量の見込み

#### (1) 幼児期の学校教育、保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の学校教育・保育量の見込み」を定めています。なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（保育園等の利用状況）やニーズ調査を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

#### [保育の必要性の認定区分]

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし。幼児期の学校教育のみ。	認定こども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり。 保育認定	認定こども園 保育所
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり。 保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育

[量の見込みと確保方策]

1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）（本村には幼稚園の施設数は0です）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

2号認定（3歳以上、保育の必要あり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	61人	64人	54人	43人	29人
確保方策	87人	87人	87人	87人	87人

3号認定（3歳未満、保育の必要あり）

現在2歳児の受け入れのみとなっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	3人	3人	3人	3人	3人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

子育て支援事業等の利用状況やニーズ調査等による利用希望を踏まえ、本村の実情にあった適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

・乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策	保健センター事業 保健師対応				

・養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した支援が必要な家庭に訪問し、養育に関する相談、指導助言その他必要な支援を実施します。

現在、村では実施していません。今後必要に応じ検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	—	—	—	—	—
確保方策	保健センター事業 保健師対応				

・ファミリーサポートセンター事業

地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる会員組織を設立して相互援助活動を実施する事業です。

現在、村では現在実施しておりませんが、令和6年度を目標に援助会員の確保策と講習会の開催を検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	—	—	—	—	30人
確保方策	福祉課				

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	37人	37人	37人	37人	37人
確保方策	教育委員会				

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保育を行います。村では現在実施する予定はありません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	—	—	—	—	—
確保方策	福祉課				

・延長保育事業

保育短時間認定の保護者が8時間を超えた場合に保育を行います。11時間を越える延長保育は実施していません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	20人	20人	20人	15人	15人
確保方策	保育園				

・病児・病後児童保育事業

子どもの病気の程度が軽度な場合、病院・保育所等の付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。現在、村では実施していませんが、今後、一時預かり事業の中で事業場所・人員確保の方法を検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	—	—	—	—	—
確保方策	福祉課				

・一時預かり事業

保護者の育児のリフレッシュ、急病、断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。

実施場所 子ども家庭支援センター 1か所

対象児 6か月児～義務教育就学前児

月～金曜日の8：30～17：00まで 月10回まで利用可能

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	700人	700人	700人	700人	700人
確保方策	子ども家庭支援センター				

・地域子育て支援拠点事業

子ども家庭支援センターでは、子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる場として、センター内の和室開放を行っています。また、年齢別のサークル、遊びの広場や絵本の読み聞かせを月に1回行っています。今後も継続して実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	700人	700人	600人	600人	600人
確保方策	子ども家庭支援センター				

・利用者支援

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	保健センター				

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化、連携強化を図る取組を実施する事業です。会議内で、児童福祉専門職員（児童相談所）等による研修会を開催し、専門性の強化を図る取り組みを目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施事業：1 実施機関：福祉課・子ども家庭支援センター				

・妊婦健診

妊婦の健康保持・増進のため妊娠中の健康診査について、受診票の交付により助成を行っています。妊婦1名に対し妊婦一般健康診査受診票は14枚、超音波検査は4枚交付しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	15人	15人	15人	15人	15人
	130回	130回	130回	130回	130回
確保方策	保健センター				

## 第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開

### 1. 地域における子育て支援の充実

本村でも、核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、協力者や相談相手が身近にいないなど、子育てへの負担が増えてきています。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるような、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

##### ・子ども家庭支援センター施設開放

子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる場として、センター内の開放を行っていきます。

##### ・子育て情報の提供

子ども家庭支援センターでは、年齢別のサークル、遊びの広場、読み聞かせなどの日程情報や一時預かりのお知らせなどの情報紙を作成し、配布しています。子育てに関する相談が気軽にできるよう、子育てに関する適切な情報の提供を目指します。また、ホームページの活用の見直しを図り、さらに周知や内容の充実を図ります。

##### ・ブックスタート事業

子ども家庭支援センターでは、センタースタッフと民生児童委員の協力のもと3、4か月健診の際に、保護者への説明をし、絵本を1冊配布しています。絵本を通じた親子の触れ合いの機会を促すとともに、子ども家庭支援センター

の実施しているイベントの紹介や利用を促し、子育て中の親子の孤立を防止していきます。

- ・遊びの広場

月に1回、親子間の交流の場として遊びのテーマを決めて、保育園未就園児を対象に、親子で参加する遊びの広場を実施しています。定期的にアンケートを取り、取り入れたい遊びを組み込み更なる充実を図ります。

- ・絵本の読み聞かせ

子ども家庭支援センター施設開放場所にて月に1回、絵本の読み聞かせと、簡単な工作をして親子間の交流を図ります。

- ・年齢別サークル

乳幼児と保護者を対象に年齢別の会を開催しています。0～1歳児は同級生の親子交流や、年齢に合った遊びを中心とした親子の触れ合いを促します。

2～3歳児は保育園入園を視野に入れた工作などの制作やリズム遊びなどを行っています。

- ・一時預かり事業

子ども家庭支援センターでは、保護者のリフレッシュや急病、行事等の参加、断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行っております。スタッフの確保に努め、利用日数や利用時間の検討を行い、今後も継続して実施していきます。

## (2) 保育サービスの充実

### ・ 保育所環境整備

保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける児童の保育を行っています。児童の人数にあった保育内容を取り入れています。

保育サービスをさらに充実するため、職員の資質の向上（資格を持った正職員の適正配置、パート職員の研修など）、保育園の地域活動（老人ホーム訪問、敬老会参加、未就園児との遊びの広場交流など）を実施しています。

また、本村では、国の無償化制度に先駆けて、平成27年度から、村立はまゆう保育園の保育料の無償化の実施を行っています。（3歳以上の就学前3年間を対象）

### ・ 障がい児保育

保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける障がい児の保育を行っています。障がい児の状態や施設の問題等を考慮し、保護者と十分な対話や検討をし、可能な限り受け入れに努めます。

## (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### 児童の健全育成

#### ・ 学校としま小屋との連携

教育委員会では、平成25年2月から小学生を対象に基礎学力の向上を図るために、授業がある日の月曜日から金曜日の放課後、宿題や読み・書き・計算の指導をしています。（1、2年生）また、土曜日の午前中は3年生～6年生を対象に考える力を育む指導をしています。さらに連携を深め、個別指導にも力を入れ、全児童の基礎学力の徹底を目指します。

- ・算数教育の充実

小学校の算数（低学年）の授業に神津島村から学習支援員を付けます。低学年のうちから、算数ぎらいを作らないようにわからないところがあったら、その日のうちに個別指導をします。

- ・英語教育の推進

英語教育に更に重点的に取り組むため、小学校3年生～6年生、中学校全学年に神津島村からALT（英語講師）を付け英語教育の推進を図ります。

- ・体験・交流事業の推進・支援

小学生・中学生のスキー教室、奥多摩町・旧小野上村との交流事業、サッカーの交流を実施します。

柔道や剣道やサッカー等のスポーツ団体の活動支援を行います。

スポーツ講習会等を推進していきます。

- ・体験活動

地域の協力のもと、地元の仕事体験、畑や漁業体験など積極的に授業に取り組んで行っています。また、村の自然環境、観光施設などを活用した取組を行います。

- ・子ども家庭支援ネット会議

子どもの関係機関と連携を取り、情報を定期的に交換し問題を迅速に解決できるように定期的に会議を開催しています。

- ・放課後児童健全育成事業

小学校の教室を活用し放課後児童クラブを設置しております。

- ・心の教育の充実

人権意識の基づく共感的理解と自他を尊重する心と態度の育成を行い、良好な人間関係の確立を目指します。

道徳の時間を充実させ自立心を育成し、教師が言動で示しながら授業で規範意識を育てます。

個を理解し、適切な対応で特別支援教育の充実に努めます。

- ・学校進学への支援

経済的理由で進学を断念することがないように奨学金の貸し付けを継続します。

#### (4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は深刻な社会問題であり、その発生の未然防止から早期の対応、特に支援を必要とする家庭については相談の場を設け、虐待の予防から早期の発見・保護、保護者への指導、保護された子どものケアに至る総合的な対策を講じます。

- ・要保護児童対策地域協議会

村役場福祉課、保健センター、警察、学校関係、保健所、民生委員、児童相談所など子どもに関係する機関が連携して児童虐待の未然防止などの対応を行っています。関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組めます。また、会議内で、児童福祉専門職員（児童相談所）等による研修会を開催し、専門性の強化を図る取り組みを目指します。

- ・乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を継続して実施します。

- ・民生児童委員活動

地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。また、村内の各学校を訪問し、児童の状況について子ども家庭支援ネット会議などで情報交換を行っています。

- ・乳幼児健康診査事業

3～4か月・6～7か月・9～10か月の乳児を対象に身体計測・問診・観察・診察などで心身・運動・言語の発達確認を実施しています。健診時には、誤飲、転落、転倒、やけど等子どもの事故防止のため啓発活動も引き続き実施します。

- ・1歳6か月・3歳児健康診査事業

1歳6か月及び3歳の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科医師の健診及びフッ素塗布を実施しています。乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。

## 2. 母子の健康の確保と増進

### (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

誰もが、安心して出産して子どもを育てることができるよう、妊娠期から出産期まで切れ目のない支援に取り組んでいます。また、母子の健康の確保のため、妊婦・乳幼児健診等を実施し、母子の健康管理を支援しています。

#### ① 妊娠期の支援

##### ・ゆりかご面談

妊娠届け出をした方に保健師から母子健康手帳を交付するとともに、ゆりかごこうづプランを作成し、妊娠期の過ごし方を一緒に考えます。

##### ・マタニティクラス・パパママクラス

年に2回、助産師が来島して、妊娠、出産、子育てに関する必要な指導を実施します。また、歯科衛生士による歯科保健指導、栄養士による栄養指導、理学療法士による運動指導、臨床心理士による心理面のサポートも受けられるようにしています。

##### ・出産支援特別助成金

島内には産婦人科がないため、島外で妊婦健診をするための、交通費等を助成しています（1回につき4万円。最大5回まで助成）

##### ・出産前後支援助成金

出産準備のための出島後の産前産後に掛かる宿泊費または、交通費の助成をします。宿泊費であれば、1泊につき2,000円を74泊上限に助成します。交通費であれば、里帰り先までの往復交通費（調布飛行場もしくは竹芝桟橋等を基準場所とする）の2分の1を助成します。

## ② 出産後の支援

- ・乳幼児全戸訪問事業（再掲）
- ・乳児健康診査（再掲）
- ・1歳6か月・3歳児健康診査（再掲）
- ・5歳児健診

保育園での集団保育場面観察、小児神経専門医の診察、集団保育場面報告相談、計測、視力検査、問診を実施しています。就学環境を整えられるよう、保育園、小学校、福祉課、教育委員会等と連携し幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。

### ・乳幼児歯科相談

1歳6か月児健診以降、2歳・2歳6か月・3歳・4歳（偶数月実施）・5歳・6歳（奇数月実施）時点で、歯科衛生士による染め出しによるブラッシング指導、歯科医師による健診・フッ素塗布を実施しています。引き続き、虫歯予防への取り組みを実施します。

### ・歯科保健

小学校1年生を対象に6歳臼歯のシーラントを希望者に無料実施しています。保育園、小、中で希望者にフッ化物洗口を実施しています。年1回、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施しています。定期的な歯科健診を実施しています。引き続き虫歯予防への取り組みを継続して行います。

### ・すくすくサロン

栄養士による栄養相談や保健師による身体計測・発達相談を月2～3回実施しています。

- ・産後ヨガ教室

産後のお母さん向けにヨガ教室を年4回程度実施しています。ヨガを通して心身共にリフレッシュする機会となるようにします。

- ・骨盤トレーニング教室

理学療法士による骨盤トレーニング教室を月に2回行います。産後の腰痛や背部痛を予防し、セルフケアの方法を学ぶことができるよう支援します。

- ・作業療法士来島（発達相談）事業

島外から作業療法士に来島してもらい、発達相談を実施します。手先の不器用さや多動、過集中など行動上の課題があるお子さんの保護者が相談できる機会をつくり、子育てを支援します。

- ・言語聴覚士来島（発達相談）事業

島外から言語聴覚士に来島してもらい、発達相談を実施します。吃音や咀嚼が困難など口腔機能に課題があるお子さんの保護者が相談できる機会をつくり、子育てを応援します。

- ・心理相談（子育て相談）事業

島外から臨床心理士に来島してもらい、子育て相談を実施しています。専門の知識のある臨床心理士に相談できる機会を設けることで、子育ての見通しをたてることができるよう支援します。今後も継続して実施します。

- ・小児科医相談（発達相談）事業

島外から小児科医に来島してもらい、相談事業を実施しています。子どもの発達や発育について相談できる機会を設けることで、子育ての見通しをたてることができるよう支援します。今後も継続して実施します。

- ・ 予防接種事業

感染症の発生及び蔓延を予防するとともに、個人の発病・重症化予防のため、引き続き実施します。

- ・ 村内高等学校在学生の医療助成

村内の高校に通う高校生の医療費自己負担（保険適用分）の助成を平成 27 年度から開始しています。

## （2）食育の推進

### 栄養士による食育の実施

妊娠期から思春期まで子どもの成長に合わせた栄養教育を実施しています。食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、今後も関係機関が連携し、取り組みを推進します。乳幼児健診での個別栄養指導を継続して実施します。

- ・ 離乳食教室

子どもの成長にあった離乳食の進め方を伝え、調理の工夫や、親同士の情報交換の場の提供を継続して実施します。

- ・ 乳児食教室

離乳食終了後の食事とおやつについて、バランスのとれた食事についての学習を継続して実施します。

- ・ 3 歳児食育体験教室

畑づくり・収穫・味わうなどの食の体験、親子・親同士・子ども同士の交流の場の提供を継続して実施します。

- ・保育園児食育事業

栄養士が保育園で、食習慣（朝食を食べる・よく噛んで食べよう・野菜を食べよう）などについての学習を継続して実施します。

- ・小学校食育教室

小学校と栄養士が連携し、地産地消と産業のつながり、食育体験など学年ごとにテーマに沿った教室を継続して行います。

- ・食育体験クラブ（にこ♪ぱくクラブ）

小学2～4年生の希望者を対象に、土日に実施しています。地場産の食材、伝承料理について学習し、調理実習します。また、食事のマナー（あいさつ・食べ物を大切にす）についての学習を継続して実施します。

- ・夏休み子どもご飯づくり教室

夏休みを利用した食育体験学習を実施しています。食事を作る楽しさを学ぶ目的で継続して実施します。

- ・伝承料理講習会（ママさんクッキング）

家庭の食事の中に伝承料理や、地場産の食材を取り入れた献立を伝えていけるよう、現在子育て中の保護者や興味のある方を対象に継続して実施します。

### 3. 子育てを支援する生活環境の整備・安全対策

#### (1) 子どもの安全な遊び場

- ・子ども家庭支援センター施設開放（再掲）

島内では冬は沿岸特有の季節風が強く、外での遊びや親子交流が難しくあります。そういった時期にも親子の遊びの場、交流の場を室内で提供するためセンター施設開放を行います。

- ・児童公園の整備

年齢層の幅広い児童が安全に遊ぶことのできる児童公園として引き続き管理するほかに、子育て世代のコミュニティを図るツールとして子育て情報の交換の場となり、引きこもりの防止につなげるなど、過ごしやすい空間となるよう整備していきます。

#### (2) 子どもの安全確保

##### 防災教育の充実

教育委員会主催の防災教育を実施します。長年、防災教育に携わってきた講師を招いて、小学校・中学校の教職員を対象に研修会を開催します。

##### 児童の安全管理

- ・交通安全教室

小学校では自転車講習会や交通安全教室を行っています。

- ・セーフティー教室

セーフティー教室（連れ去り防止、不審者対応）を実施し、児童の安全意識を高めます。

・安心で安全な学校

いじめを許さない学校を目指し、早期把握、組織的対応を実施します。

安全点検を徹底し、点検の視点を明確化します。

自分の命を守ることができる子どもの育成を行い自分で判断して避難できる力を育てます。

## 第6章 計画の推進及び点検評価

### 1. 計画の推進体制と確保

子ども・子育て支援法に基づき、本村の子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握していきます。地域や関係機関、保育所、小学校など子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織との連携を促進し、庁内における所管課との連携も強化していきます。

### 2. 計画の点検評価

点検評価にあたっては、取組の概要、事業指標の達成状況などについて、村民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、住民の意見を把握し、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。